

公立大学法人下関市立大学学長の選考及び解任に関する規程

平成 21 年 3 月 27 日

規 程 第 1 9 号

改正 平成 24 年 11 月 7 日規程第 17 号
平成 29 年 3 月 27 日規程第 20 号
平成 30 年 5 月 25 日規程第 9 号
平成 30 年 11 月 6 日規程第 13 号
平成 30 年 12 月 28 日規程第 17 号
令和 2 年 3 月 5 日規程第 10 号
令和 2 年 6 月 26 日規程第 51 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人下関市立大学学長選考会議規程（平成 20 年規程第 30 号）第 2 条に規定する下関市立大学（以下「本学」という。）の学長候補者（以下「候補者」という。）の選考及び学長の解任に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選考の時期)

第 2 条 公立大学法人下関市立大学学長選考会議（以下「選考会議」という。）は、次の各号の一に該当する場合に候補者を選考する。

- (1) 学長の任期が満了するとき。
- (2) 学長の辞任の申出を理事長が受理したとき。
- (3) 学長が解任されたとき。
- (4) 学長が欠けたとき。

2 候補者の選考は、前項第 1 号に該当する場合にあっては任期満了の 3 月前までに、同項第 2 号から第 4 号までに該当する場合にあっては当該事由が生じた日後速やかに行うものとする。

(選考の基準)

第 3 条 候補者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、本学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから選考する。

(選考の公示)

第 3 条の 2 選考会議は、学長の選考の手続を行うことを決定したときは、選考の日程、その他学長の選考に必要な事項について、学内に公示する。

(候補者の推薦)

第 3 条の 3 候補者の推薦は、公立大学法人下関市立大学定款（平成 18 年 9 月 27 日制定）第 15 条に規定する理事会の構成員（副理事長を除く。）のうち、2 人以上の連署により行う。ただし、推薦者は 1 人の候補に限り推薦のための署名を行うこととする。

2 理事会は第 1 項の規定により推薦のあった候補者について審議し、原則として、審議した全ての候補者を選考会議に推薦するものとする。ただし、次期学長となる

意思がない者は、候補者から除外することができる。

(選考の方法)

第4条 選考会議は、理事会から推薦された候補者について審議し、次期学長候補者の選考を行う。

2 選考会議は、前項の選考にあたり、必要に応じて候補者の面接を行うことができる。

3 選考会議は、前2項の規定による審議及び面接の結果等を総合的に勘案して次期学長候補者1人を選考し、選考結果を理事長へ申し出るとともに、選考結果を学内に公表するものとする。

第5条から第11条まで 削除

(解任理由等)

第12条 選考会議は、次の各号の一に該当する場合には、理事長に対して学長解任を申し出ることができる。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反があるとき。

(解任の審査審議請求)

第13条 選考会議は、次の各号の一に該当する解任審査審議請求が行なわれた場合は、速やかに学長解任の審議を行うものとする。

(1) 理事会において、学長解任の請求を議決し、解任すべき理由を付した書面をもって解任審査審議請求が行なわれたとき。

(2) 選考会議委員の3分の2以上の連名により、解任すべき理由を付した書面をもって解任請求が行われたとき。

(解任審査審議請求の制限)

第13条の2 解任審査審議請求は、次の各号のいずれかに該当する場合には、原則として行うことができない。

(1) 就任後1年以内の学長に対する解任の請求

(2) 解任審査審議請求却下後1年以内の当該学長に対する解任の請求

(弁明の機会の付与)

第14条 選考会議は、前条の審議を行うに際し、学長に対して書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。

(解任の申し出)

第15条 選考会議は、第13条の審議の結果、第12条各号の一に該当する十分な理由があると認めた場合は、理事長に対し、理由を付して学長の解任を申し出るものとする。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施について必要な事項は、選考会議が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成30年4月1日から平成31年3月31日までに実施される学長候補者の選考に係る第2条第2項の学長の任期が満了する場合における学長候補者の選考の期間は、同項の規定にかかわらず、1か月前までとする。

附 則（平成24年11月7日規程第17号）

この規程は、平成24年11月7日から施行する。

附 則（平成29年3月27日規程第20号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年5月25日規程第9号）

この規程は、平成30年6月1日から施行する。

附 則（平成30年11月6日規程第13号）

この規程は、平成30年11月6日から施行する。

附 則（平成30年12月28日規程第17号）

この規程は、平成30年12月28日から施行する。

附 則（令和2年3月5日規程第10号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年6月26日規程第51号）

- 1 この規程は、令和2年6月26日から施行する。
- 2 公立大学法人下関市立大学学長の選考及び解任審査等実施細則（平成21年規程第20号）は、廃止する。